

## ②栗原市総合計画審議会及び策定経過

### (1) 栗原市総合計画審議会委員名簿

任期 令和2年1月29日から  
令和4年1月28日まで

役職	所属団体名	氏名	備考
会長	東北福祉大学総合マネジメント学部	鈴木 康夫	
副会長	栗原市企業連絡協議会	千葉 節朗	
委員	宮城大学事業構想学群	中田 千彦	
委員	東北大学大学院経済学研究科	吉田 浩	
委員	栗原市農業委員会	鈴木 康則	
委員	栗原市教育委員会	千葉 みどり	
委員	築館地区金融団	秋山 隆厚	令和2年1月～令和2年11月
		磯 学	令和2年11月～令和3年4月
		佐藤 光樹	令和3年4月～
委員	栗原市社会福祉協議会	阿部 智恵	
委員	栗原市保健推進員	佐々木 寿美子	
委員	栗駒高原森林組合	佐藤 則明	
委員	栗原ブロック商工会青年部連絡協議会	佐藤 博昭	
委員	栗原市PTA連合会	佐藤 ルミ	令和2年1月～令和2年11月
		黒澤 亮	令和2年11月～令和3年8月
		三浦 淳子	令和3年8月～
委員	新みやぎ農業協同組合	菅原 博之	
委員	栗原市民生委員児童委員協議会	高橋 郁夫	
委員	一般社団法人栗原市観光物産協会	松平 きらら	
委員	栗原市青年会議所	渡邊 登	
委員	築館地区代表	佐藤 浩喜	
委員	若柳地区代表	菅原 文彦	
委員	栗駒地区代表	菅原 充	
委員	高清水地区代表	武田 夏子	
委員	一迫地区代表	高橋 幸代	
委員	瀬峰地区代表	星 光	
委員	鶯沢地区代表	齋藤 理恵	
委員	金成地区代表	菅原 幸治	
委員	志波姫地区代表	三浦 和栄	
委員	花山地区代表	山田 ゆかり	

## (2) 諮問・答申書

栗企第1110001号  
令和3年11月10日

栗原市総合計画審議会  
会長 鈴木 康夫 様

栗原市長 佐藤 智

第2次栗原市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について  
(諮問)

第2次栗原市総合計画基本構想で掲げた栗原市の将来像実現のための施策の展開方法を体系的に定め、その将来像を実現するための基本的な方向性を明らかにし、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための新たな指針とするため、第2次栗原市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について諮問します。

令和3年11月17日

栗原市長 佐藤 智 殿

栗原市総合計画審議会  
会長 鈴木 康夫

第2次栗原市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画(案)について  
(答申)

令和3年11月10日付け栗企第1110001号で諮問のありました標記のことについては、原案のとおり承認いたします。



佐藤市長に答申書を手渡す鈴木会長  
(左から、千葉副会長、鈴木会長、佐藤市長、佐藤副市長)

### (3) 後期基本計画の策定経過

年月日	会議名等	対 象	内 容
R2. 1. 29	第 1 回栗原市総合計画審議会	審議会委員	任命書交付 第 2 次総合計画等の概要説明
R2. 11. 16	第 2 回栗原市総合計画審議会	審議会委員	第 2 次総合計画後期基本計画策定方針 市民アンケート調査
R2. 12. 16 ~R3. 1. 6	市民アンケート調査	18 歳以上の市民 3, 000 人	第 2 次総合計画後期基本計画策定に関するアンケート調査
R3. 1. 28	第 3 回栗原市総合計画審議会	審議会委員	市民アンケート調査結果速報
R3. 2. 28	まちづくり若者ワークショップ（1 回目）	16 歳～18 歳の市民	ワークショップ「まちの課題を考えよう」
R3. 3. 9	栗原市総合計画策定部会 第 1 回合同会議	課長級職員	第 2 次総合計画前期基本計画等の施策評価（内部評価）
R3. 3. 14	まちづくり若者ワークショップ（2 回目）	16 歳～18 歳の市民	ワークショップ「課題を解決するための取り組みを考えよう」
R3. 3. 24	第 1 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画前期基本計画等の施策評価（内部評価）
R3. 3. 30	第 2 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画前期基本計画等の施策評価（内部評価）
R3. 4. 9	第 1 回栗原市総合計画策定本部会議	市長・副市長・部長級職員	第 2 次総合計画前期基本計画等の施策評価（内部評価）
R3. 4. 21	第 4 回栗原市総合計画審議会	審議会委員	市民アンケート調査結果 第 2 次総合計画前期基本計画等の施策評価（内部評価）
R3. 5. 28	栗原市総合計画策定部会 第 2 回合同会議	課長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画見直し案
R3. 7. 8	第 3 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 7. 13	第 4 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 7. 14	第 5 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 7. 20	第 6 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 7. 29	第 7 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 8. 4	第 8 回栗原市総合計画策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）

年月日	会議名等	対 象	内 容
R3. 8. 11	第 2 回栗原市総合計画策 定本部会議	市長・副市長・部 長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 8. 17	第 9 回栗原市総合計画策 定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 8. 18	第 3 回栗原市総合計画策 定本部会議	市長・副市長・部 長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（素案）
R3. 8. 26	第 5 回栗原市総合計画審 議会	審議会委員	第 2 次総合計画後期基本計画（案）
R3. 9. 10	議会議員全員協議会	市議会議員	第 2 次総合計画後期基本計画（案）
R3. 9. 17 ～R3. 10. 6	パブリックコメント	市民	第 2 次総合計画後期基本計画（案）
R3. 10. 21	第 1 0 回栗原市総合計画 策定本部幹事会議	次長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（案）
R3. 11. 2	第 4 回栗原市総合計画策 定本部会議	市長・副市長・部 長級職員	第 2 次総合計画後期基本計画（案）
R3. 11. 10	第 6 回栗原市総合計画審 議会	審議会委員	第 2 次総合計画後期基本計画（案）の諮問
R3. 11. 17	総合計画審議会答申	審議会会長・副 会長	第 2 次総合計画後期基本計画（案）の答申
R3. 12. 17	令和 3 年 1 2 月（第 7 回） 栗原市議会定例会	市議会議員	「議案第 9 0 号 第 2 次栗原市総合計画 基本構想の変更及び後期基本計画の策定 について」原案可決

## (4) 栗原市総合計画審議会条例

### ○栗原市総合計画審議会条例

平成17年4月1日  
条例第34号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査、審議させるため、市長の諮問機関として栗原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。